

管理者毎の跨道橋等数

跨道橋等一覧表

※平成27年2月末時点

上の管理者 ↓ 下の管理者		道路法外						
		高速会社	直轄	公社	県市町村	県市町村	その他	鉄道
高速会社		15	0	0	124	1	0	—
直轄		22	7	0	10	0	1	—
公社		0	0	0	0	0	0	—
県市町村 ※緊急輸送道路		64	18	0	32	6	2	—
道路法外	その他	—	—	—	—	—	—	—
	鉄道	—	—	—	—	—	—	—

道路橋の老朽化対策に関する取組み

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]

○ トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7] : ジェットファン、照明等

○ 道路ストックの集中点検実施[H25.2~] : 第三者被害防止の観点から安全性を確認

○ 道路法の改正[H25.6] : 点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○ 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31] : 5年に1回、近接目視による点検

○ 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言[H26.4.14]

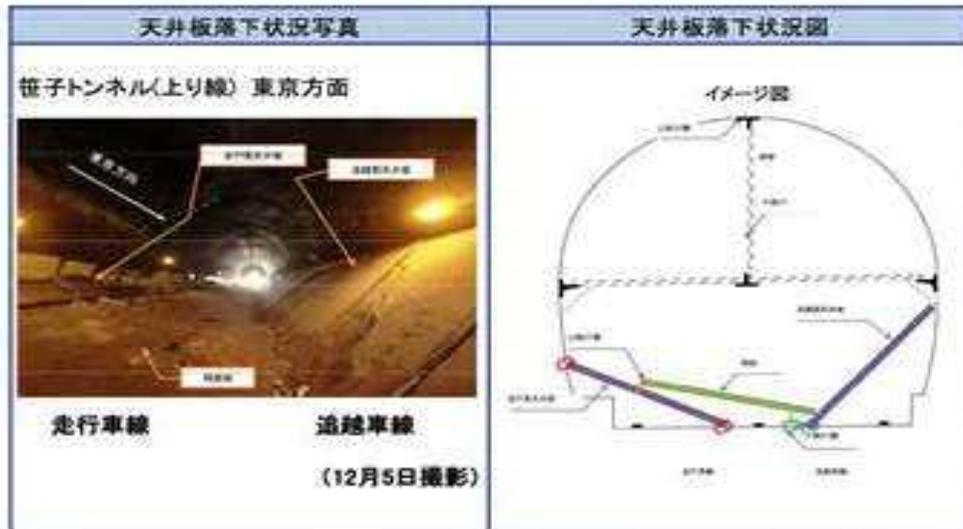
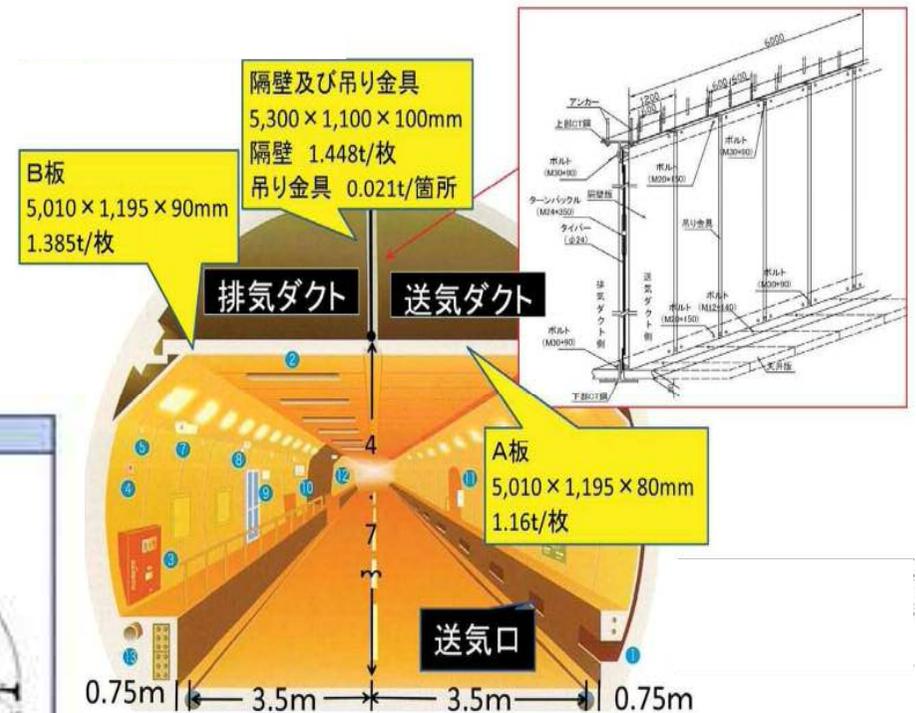
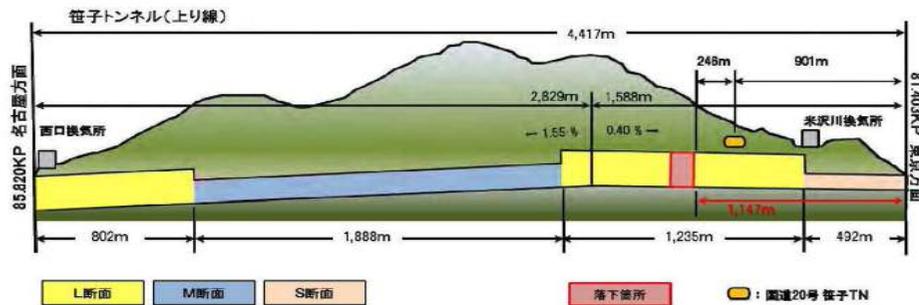
○ 道路メンテナンス会議 設立[H26.4~] : 地方公共団体の取組みに対する体制支援

○ 定期点検要領 通知[H26.6.25] : 円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1] : 5年に1回、近接目視による点検開始

中央道笹子トンネルの天井板落下事故

- ・中央自動車道上り線笹子トンネルの東京側坑口から約1,150m 付近において、トンネル換気のために設置されている天井板及び隔壁板等が約140m にわたり落下
- ・同区間を走行中の車両3 台が天井板の下敷きになるなどにより巻き込まれ、うち2台から火災が発生し焼損
- ・消防庁調べによると、この事故による人的被害は死者9人、負傷者2人



①送気口	②排気口	③消火栓	④火災検知器	⑤水噴霧ノズル	⑥トンネル照明
⑦CCTV	⑧拡声放送	⑨非常電話	⑩非常駐車帯	⑪避難連絡坑	⑫情報板

最後の警告－今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ

静かに危機は進行している

高度成長期に一齐に建設された道路ストックが高齢化し、一齐に修繕や作り直しが発生する問題について、平成14年以降、当審議会は「今後適切な投資を行い修繕を行わなければ、近い将来大きな負担が生じる」と繰り返し警告してきた。

しかし、デフレが進行する社会情勢や財政事情を反映して、その後の社会の動きはこの警告に逆行するものとなっている。即ち、平成17年の道路関係四公団民営化に際しては高速道路の管理費が約30%削減され、平成21年の事業仕分けでは直轄国道の維持管理費を10～20%削減することが結論とされた。そして、社会全体がインフラのメンテナンスに関心を示さないまま、時間が過ぎていった。国民も、管理責任のある地方自治体の長も、まだ橋はずっとこのままであると思っているのだろうか。

この間にも、静かに危機は進行している。道路構造物の老朽化は進行を続け、日本の橋梁の70%を占める市町村が管理する橋梁では、通行止めや車両重量等の通行規制が約2,000箇所及び、その箇所数はこの5年間で2倍と増加し続けている。地方自治体の技術者の削減とあいまって点検すらままならないところも増えている。

今や、危機のレベルは高進し、危険水域に達している。ある日突然、橋が落ち、犠牲者が発生し、経済社会が大きな打撃を受ける...、そのような事態はいつ起こっても不思議ではないのである。我々は再度、より厳しい言い方で申し上げたい。「今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切らなければ、近い将来、橋梁の崩落など人命や社会システムに関わる致命的な事態を招くであろう」と。

すでに警鐘は鳴らされている

平成24年12月、中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板落下事故が発生、9人の尊い命が犠牲となり、長期にわたって通行止めとなった。老朽化時代が本格的に到来したことを告げる出来事である。この事故が発生した警鐘に耳を傾けなければならない。また昨今、道路以外の分野において、予算だけでなく、メンテナンスの組織・体制・技術力・企業風土など根源的な部分の変革が求められる事象が出現している。これらのことを明日の自らの地域に起こりうる危機として捉える英知が必要である。

2005年8月、米国ニューオーリンズを巨大ハリケーン「カトリーナ」が襲い、甚大な被害の様子が世界に報道された。実はこの災害は早くから想定されていた。ニューオーリンズの巨大ハリケーンによる危険性は、何年も前から専門家によって政府に警告され、前年にも連邦緊急事態管理庁（FEMA）の災害研究で、その危険性は明確に指摘されていたのである。にもかかわらず投資は実行されず、死者1330人、被災世帯250万という巨大な被害を出している。「来るかもしれないし、すぐには来ないかもしれない」という不確実な状況の中で、現在の資源を将来の安全に投資する決断ができなかったこの例を反面教師としなければならない。

橋やトンネルも「壊れるかもしれないし、すぐには壊れないかもしれない」という感覚があるのではないだろうか。地方公共団体の長や行政も「まさか自分の任期中は...」という感覚はないだろうか。しかし、私たちは東日本大震災で経験したのではないか。千年に一度だろうが、可能性のあることは必ず起こること。笹子トンネル事故で、すでに警鐘は鳴らされているのだ。

行動を起こす最後の機会は今

道路先進国の米国にはもう一つ学ぶべき教訓がある。1920年代から幹線道路網を整備した米国は、1980年代に入ると各地で橋や道路が壊れ使用不能になる「荒廃するアメリカ」といわれる事態に直面した。インフラ予算を削減し続けた結果である。連邦政府はその後急ピッチで予算を増やし改善に努めている。それらの改善された社会インフラは、その後の米国の発展を支え続けている。

笹子トンネル事故は、今が国土を維持し、国民の生活基盤を守るために行動を起こす最後の機会であると警鐘を鳴らしている。削減が続く予算と技術者の減少が限界点を越えたのちに、一齐に危機が表面化すればもはや対応は不可能となる。日本社会が置かれている状況は、1980年代の米国同様、危機が危険に、危険が崩壊に発展しかねないレベルまで達している。「笹子の警鐘」を確かな教訓とし、「荒廃するニッポン」が始まる前に、一刻も早く本格的なメンテナンス体制を構築しなければならない。

そのために国は、「道路管理者に対して厳しく点検を義務化」し、「産学官の予算・人材・技術のリソースをすべて投入する総力戦の体制を構築」し、「政治、報道機関、世論の理解と支持を得る努力」を実行するよう提言する。

いつの時代も軌道修正は簡単ではない。しかし、科学的知見に基づくこの提言の真意が、この国をリードする政治、マスコミ、経済界に届かず「危機感を共有」できなければ、国民の利益は確実に失われる。その責はすべての関係者が負わなければならない。

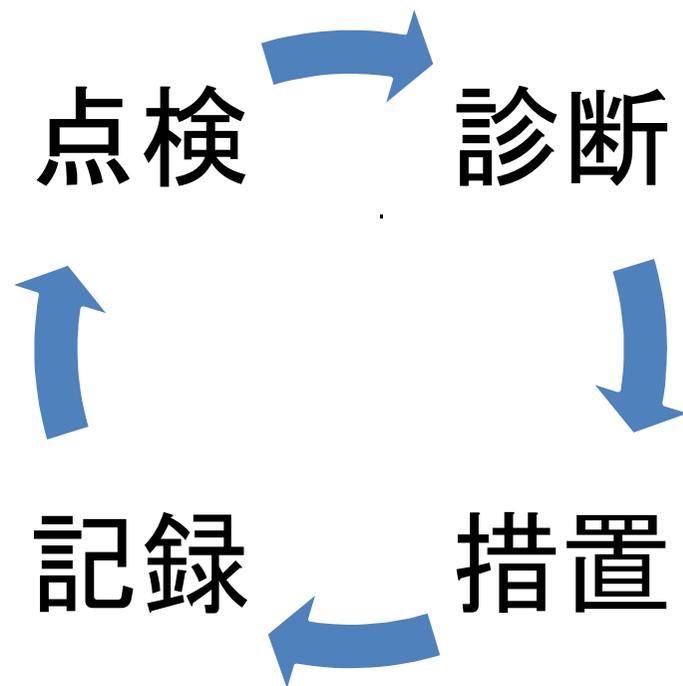
◎点検は、維持管理を行う上で、重要な第一歩。
◎定期的な点検に基づき、計画的かつ、効率的な措置を進めることが重要。



橋梁を定期的に点検し、損傷状況を把握。



定期点検結果に基づき、損傷原因に関する所見をまとめ、対策区分を判定し、補修等の計画を策定。



各種点検結果や補修等の履歴を記録保存。



補修等の計画（長寿命化修繕計画）に基づき、効率的に補修等を行う。

「道路メンテナンス会議」による地方公共団体の取組に対する体制支援

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、全都道府県で「道路メンテナンス会議」を設置

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等)
- ・道路公社

役割

1. 研修・基準類の説明会等の調整
 2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
 3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
 4. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 5. 技術的な相談対応
- 等



会議状況
(平成26年5月28日 宮崎県メンテナンス会議)

省令・告示の施行、点検要領の通知(道路管理者の義務の明確化)

[点検] 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施



道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行) (抄)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

点検は、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

[診断] 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年3月31日公布、7月1日施行)

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

これらに基づく定期点検要領を6月25日、全道路管理者に通知

(橋梁の例)

1. 適用範囲

本要領は、道路法第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等(以下「道路橋」という)の定期点検に適用する。

2. 定期点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

3. 定期点検の方法

定期点検は、近接目視(※)により行うことを基本とする。

また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

(※近接目視:肉眼により部材の変状等の状態を把握し評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。)

4. 定期点検の体制

道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

5. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行う。

<診断の手順>

部材単位の健全性の診断

(判定の単位)

上部構造			下部構造	支承部	その他
主桁	横桁	床版			

(変状の種類)

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、亀裂、破断、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

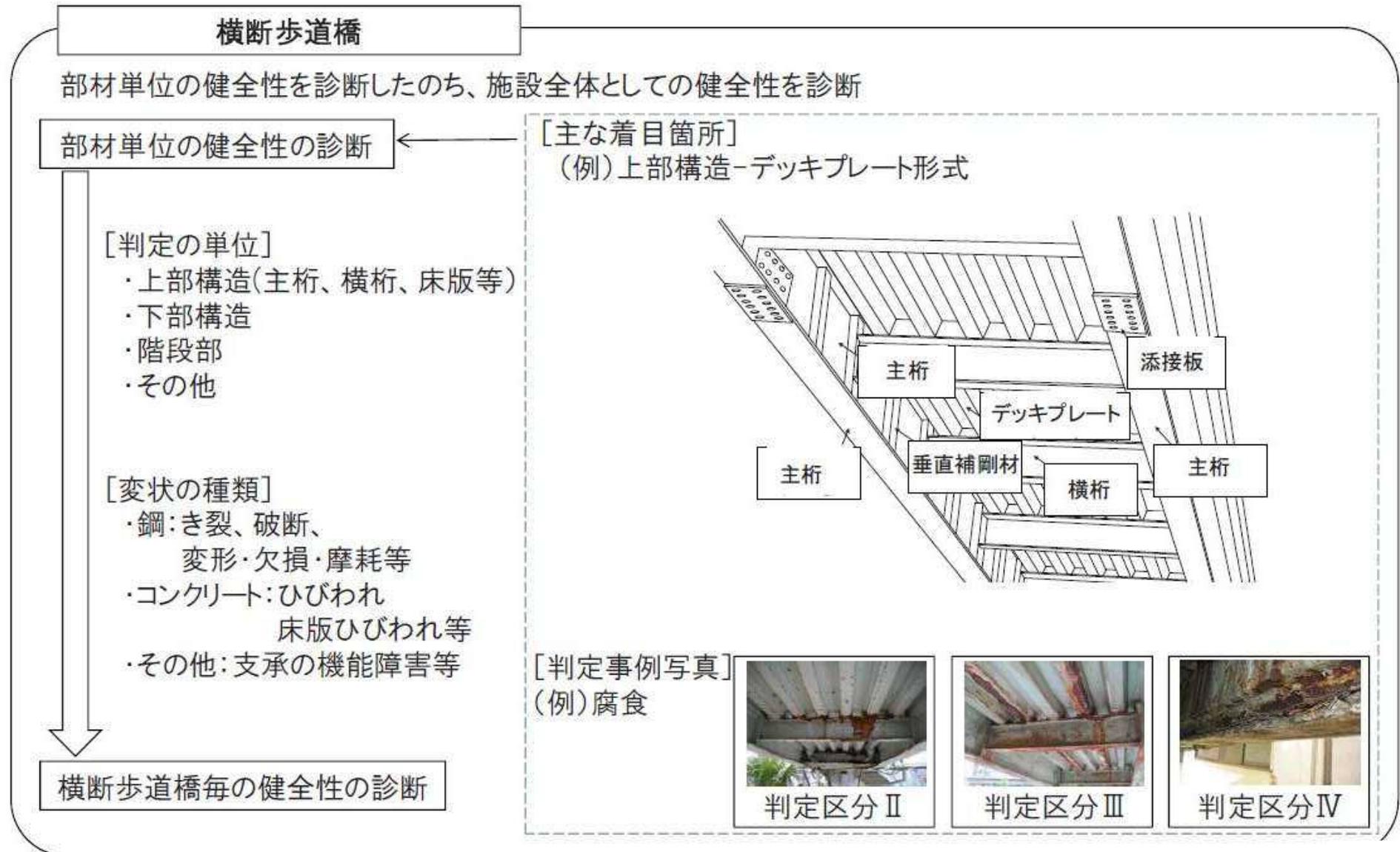
道路橋毎の健全性の診断

6. 措置

部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

7. 記録

定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中は、これを保存する。



(参考)点検表記録様式(橋梁)の例

点検表記録様式には、諸元、変状のあった部材の診断結果、橋全体の診断結果、写真(全景と変状箇所)を記載
 より詳細な項目を記録する場合は 橋梁定期点検要領(平成26年6月国土交通省道路局国道・防災課)などを参考に適宜追加可能

別紙3 点検表記録様式							様式1(その1)	
橋梁名・所在地・管理者名等								
橋梁名		路線名		所在地		起点側	緯度	43° 11' 02"
〇〇橋 (フリガナ)マルマル橋		国道〇号		〇〇県△△市〇〇地区		経度	141° 18' 28"	
管理者名		点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)	
〇〇県△△土木事務所		2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水産管	
部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)			点検者	△△ 〇〇		点検責任者		
点検時に記録			措置後に記録					
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日		
上部構造	主桁	腐食	写真1、主桁02	I		2014.8.〇		
	横桁	腐食	写真1、横桁02	I		2014.8.〇		
	床版	ひびわれ	写真2、床版01	II	ひびわれ	2014.8.〇		
下部構造	I							
支承部	I							
その他								
道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)								
点検時に記録				措置後に記録				
(判定区分)	(所見等)			(再判定区分)	(再判定実施年月日)			
III	部分的に床版の打ち替えが必要			II	2018.7.〇			
全景写真(起点側、終点側を記載すること)								
架設年次	橋長	幅員						
1984年	107m	11.8m						
架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。								

これまでの群馬県メンテナンス協議会の 取り組み概要

第1回協議会からのメンテナンスに係わる動き

平成26年3月18日 第1回群馬県メンテナンス協議会開催

平成26年4月14日 社会資本整備審議会道路分科会建議
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

〔道路メンテナンス総力戦【第1弾】〕

平成26年6月23日 群馬県メンテナンス協議会から群馬県内の市町村に
対し「道路施設の管理に関する支援要望につ
いて」依頼文を発出

【P1 参照】

平成26年6月25日 定期点検要領を策定

- ・ 道路橋定期点検要領
- ・ 道路トンネル定期点検要領
- ・ シェッド、大型カバー等定期点検要領
- ・ 横断歩道橋定期点検要領
- ・ 門型標識等定期点検要領

平成26年7月1日 維持修繕に関する省令・告示施行

〔国土交通省令〕

- ・ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準類

〔告示〕

- ・ トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

平成26年7月22日 定期点検要領等説明会開催（国土交通本省）

〔道路メンテナンス総力戦【第3弾】〕

平成26年7月24日 第2回群馬県メンテナンス協議会の調整結果
【P2~4 参照】

〔道路メンテナンス総力戦【第2弾】〕

平成26年7月28日 点検要領等に関する道路施設点検技術講習会
開催（群馬県メンテナンス協議会）
【P5 参照】

平成26年8月29日 国土交通省道路局から各道路管理者に対し
「点検計画の策定について」依頼文を发出

〔道路メンテナンス総力戦【第4弾】〕

平成26年9月4日 道路橋の維持修繕に関する講習会開催
（群馬県メンテナンス協議会）
※講師：国土交通省 国土技術政策総合研究所
道路構造物研究部 橋梁研究室長
玉越 隆史
【P6 参照】

〔道路メンテナンス総力戦【第5弾】〕

平成26年9月11日 報道関係者等を対象とした現場見学会を開催
（群馬県メンテナンス協議会）
※みなかみ町長等による課題の説明など
【P7 参照】

平成26年9月12日 群馬県メンテナンス協議会長から群馬県内の市町村
長に対し「点検計画の策定について」依頼文
を发出

〔道路メンテナンス総力戦【第6弾】〕

平成26年11月6日 第3回「群馬県メンテナンス協議会」開催結果
全国初、市町村管理の全道路橋で5カ年の
法定点検計画を策定

【P8～9 参照】

平成26年11月21日 国土交通省道路局から各地方整備局に対し
「跨道橋連絡会議（仮称）の設置について」
文書を発出

平成26年12月1日 関東地方整備局から各道路メンテナンス会議会長に
対し各点検計画データの提出依頼文書を発出

〔道路メンテナンス総力戦【第7弾】〕

平成26年12月15日 第4回「群馬県メンテナンス協議会」の調整結果
法定点検の義務付けられた全道路施設で5カ
年の点検計画を策定

【P10～16 参照】

記者発表資料

道路メンテナンス総力戦【第1弾】

7月1日からの5年点検本格実施を受け、構成市町村に対し、点検等実施に向けた課題やメンテナンス業務の地域一括発注等について意向を確認します。

3月18日に設立した群馬県メンテナンス協議会(会長:国土交通省高崎河川国道事務所長)では、県内の道路インフラの老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、特に土木技術者が少ない市町村に対する支援策を検討しています。

今般、7月1日からの5年点検本格実施を受け、道路メンテナンス総力戦【第1弾】として、構成市町村に対し、点検等の実施に向けた課題や、点検・補修等のメンテナンス業務について地域一括発注等の意向を確認することとしました。

確認結果は、次回の群馬県メンテナンス協議会等で調整を行い、本格的なメンテナンスサイクルを始動します。

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所: 群馬県高崎市栄町6-41 電話: 027-345-6000 (代)
副所長 伏見 利行 (ふしみ としゆき) 内線: 204
計画課長 中嶋 政幸 (なかじま まさゆき) 内線: 261

群馬県 県土整備部 道路管理課
住所: 群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話: 027-223-1111 (代)
課長 上原 幸彦 (うえはら ゆきひこ) 内線: 3590
次長 林 賢司 (はやし けんじ) 内線: 3592

記者発表資料

道路メンテナンス総力戦【第3弾】 「第2回群馬県メンテナンス協議会」の調整結果について

本日開催した第2回群馬県メンテナンス協議会において、下記の通り調整を実施しましたので、お知らせします。

- ①平成26年度は市町村管理橋梁約1万1千橋のうち、539橋（約5%）で法定に基づく5年に1回の定期点検に着手
 - ・うち、191橋（4市町村）について地域一括発注を行うことにより、技術・体制面の支援をスタート。
年度途中においても、市町村からの要望に柔軟に対応
- ②今後、メンテナンスサイクルを計画的・効率的・効果的に回していくためには、予算や技術者の平準化が必要との意見があり、予算措置や体制面も考慮した5年間の具体的な点検計画を次の協議会で策定
 - ・これまでの群馬県の1橋あたりの点検費用から試算すると、県内市町村の橋梁点検で約40億円（約8億円/年）の継続的な予算措置及びそのための体制確保が必要
- ③鉄道を跨ぐ橋梁点検の調整に時間と労力を要することから、今後、協議会が主体となって鉄道事業者と調整を実施
 - ・建設後年数や点検記録の有無によらず、直ちに点検に着手すべきである緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋等について協議に着手

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問い合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000（代）

副所長 伏見 利行（ふしみ としゆき） 内線：204

計画課長 中嶋 政幸（なかじま まさゆき） 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課

住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111（代）

課長 上原 幸彦（うえはら ゆきひこ） 内線：3590

次長 林 賢司（はやし けんじ） 内線：3592

(参考)

【意向確認結果】

1. 支援要望(群馬県内の市町村は35)

要望あり(26市町村、約74%)

1) 支援要望内訳(複数回答あり)

- ・人材不足に係わるもの(20市町村、約57%)
- ・技術力向上に係わるもの(13市町村、約37%)
- ・予算に係わるもの(18市町村、約51%)

2) 一括発注

今後、一括発注を希望する市町村(10市町村、約29%)

【調整結果】

1. 平成26年度

- ・約1万1千橋のうち、539橋で5年に1回の定期点検に着手
うち、191橋(4市町村)を地域一括発注で支援
- ・鉄道を跨ぐ橋梁は、全51橋中11橋(約22%)を鉄道事業者へ委託予定

2. 平成27年度以降

- ・今後メンテナンスサイクルを回すためにも、予算や技術者の平準化が必要であり、予算措置や体制強化も含めた具体的な点検計画を次回の協議会で策定
※これまでの群馬県の1橋あたりの点検費用から試算すると、県内市町村の橋梁点検で約40億円(約8億円/年)の継続的な予算措置及びそのための体制確保が必要

3. 鉄道を跨ぐ橋梁点検

調整に時間と労力を要することから、今後、協議会が主体となって鉄道事業者と調整を実施。なお、東日本旅客鉄道(株)とは既に調整を実施

4. 点検講習会開催

点検業務の質を確保するため、協議会が市町村担当者及び点検を受注する民間企業の技術者向けの点検講習会を7月28日に開催。今後も技術力向上への取り組みを順次充実

5. マスコミ向けの現場見学会開催

道路インフラの老朽化の現状や対策の重要性の理解を促進するため、協議会がマスコミ向けの現場見学会を開催

(参考)

地方公共団体名 (平成26年4月1日時点)		管理橋梁数 (H26.4.1時点)	H26年度点検予定橋梁数 (H26.7時点)		点検率(%) (b)/(a)
都道府県名	市区町村名 (都道府県、 政令市名)		(a)	(b)	
群馬県	前橋市	1302	86	0	7%
群馬県	高崎市	1491	86	0	6%
群馬県	桐生市	511	0	0	
群馬県	伊勢崎市	622	21	0	3%
群馬県	太田市	794	136	136	17%
群馬県	沼田市	308	0	0	
群馬県	館林市	369	10	0	3%
群馬県	渋川市	685	0	0	
群馬県	藤岡市	488	0	0	
群馬県	富岡市	479	0	0	
群馬県	安中市	643	63	0	10%
群馬県	みどり市	164	0	0	
群馬県	榛東村	151	0	0	
群馬県	吉岡町	138	0	0	
群馬県	上野村	157	0	0	
群馬県	神流町	119	0	0	
群馬県	下仁田町	237	0	0	
群馬県	南牧村	154	0	0	
群馬県	甘楽町	174	0	0	
群馬県	中之条町	291	21	0	7%
群馬県	長野原町	95	6	6	6%
群馬県	嬭恋村	105	6	0	6%
群馬県	草津町	13	0	0	
群馬県	高山村	98	20	0	20%
群馬県	東吾妻町	269	0	0	
群馬県	片品村	70	0	0	
群馬県	川場村	76	0	0	
群馬県	昭和村	164	0	0	
群馬県	みなかみ町	401	15	15	4%
群馬県	玉村町	109	0	0	
群馬県	板倉町	280	0	0	
群馬県	明和町	153	0	0	
群馬県	千代田町	124	34	34	27%
群馬県	大泉町	62	0	0	
群馬県	邑楽町	156	35	0	22%
市町村計		11452	539	191	5%

※群馬県メンテナンス協議会がH26.7に行った意向調査結果をもとに集計した数値であり、今後、変更する可能性があります

平成26年7月23日(水)
群馬県メンテナンス協議会

国土交通省 高崎河川国道事務所
群馬県
東日本高速道路株式会社5事務所
群馬県内35市町村
公益財団法人群馬県建設技術センター

記者発表資料

道路メンテナンス総力戦【第2弾】
点検要領等に関する道路施設点検技術講習会を開催します。

群馬県メンテナンス協議会では、7月1日から施行された5年点検を統一的な尺度で点検・診断するため、群馬県内の地方公共団体の職員及び担い手となる民間企業の社員等を対象に、点検要領等に関する「道路施設点検技術講習会」を、下記により開催します。

日時：平成26年7月28日(月) 9:30～16:50
場所：群馬県公社総合ビル 多目的ホール
前橋市大渡町1-10-7

〔講習会の申込み及び申込みに関する問合せ先〕
公益財団法人群馬県建設技術センター 技術支援係
電話：027-210-8141 FAX：027-251-7484

報道機関の皆様へ

・取材される場合は、7月25日(金) 17時までに、下記問い合わせ先に登録願います。

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問い合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000 (代)
副所長 伏見 利行 (ふしみ としゆき) 内線：204
計画課長 中嶋 政幸 (なかじま まさゆき) 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課
住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111 (代)
課長 上原 幸彦 (うえはら ゆきひこ) 内線：3590
次長 林 賢司 (はやし けんじ) 内線：3592

平成26年9月1日(月)
群馬県メンテナンス協議会

国土交通省 高崎河川国道事務所
群馬県
東日本高速道路株式会社5事務所
群馬県内35市町村
公益財団法人群馬県建設技術センター

記者発表資料

道路メンテナンス総力戦【第4弾】 道路橋の維持修繕に関する講習会を開催します。

群馬県メンテナンス協議会では、群馬県内の地方公共団体の職員及び民間企業の社員等を対象に、道路橋の現状と課題、定期点検の概要等に関する講習会を、下記により開催します。

日 時：平成26年9月4日(木) 13:30～15:30
場 所：群馬建設会館 大ホール
前橋市元総社町2丁目5-3
講 師：国土交通省 国土技術政策総合研究所
道路構造物研究部 橋梁研究室長 玉越 隆史

報道機関の皆様へ

・取材される場合は、9月3日(水) 17時までに、下記問い合わせ先に登録願います。

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問い合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000(代)
副 所 長 伏見 利行 (ふしみ としゆき) 内線：204
計画課長 中嶋 政幸 (なかじま まさゆき) 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課
住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111(代)
課 長 上原 幸彦 (うえはら ゆきひこ) 内線：3590
次 長 林 賢司 (はやし けんじ) 内線：3592

平成26年9月5日(金)
群馬県メンテナンス協議会

国土交通省 高崎河川国道事務所
群馬県
東日本高速道路株式会社5事務所
群馬県内35市町村
公益財団法人群馬県建設技術センター

記者発表資料

道路メンテナンス総力戦【第5弾】 報道関係者等を対象とした現場見学会を開催します。

群馬県メンテナンス協議会では、報道関係者及び地方公共団体の職員を対象に、道路インフラの老朽化の現状や対策の重要性を理解していただくため、現場見学会を下記により開催します。

- 日 時：平成26年9月11日(木) 13:00～17:15
- 場 所：群馬県みなかみ町内の3橋梁
(うち、国管理1橋、みなかみ町管理2橋)
- 内 容：①高所作業車で橋梁に接近しメンテナンス状況を説明
高所作業車に乗車し実際の橋梁に接近した状態で点検方法や点検により発見された損傷の状況や補修内容等について説明。

②みなかみ町長から橋梁を管理する上での課題を説明
みなかみ町が管理する老朽橋梁および高速道路を跨ぐ橋梁を前に、これらの橋梁を管理する上で課題となる人材不足や厳しい財政等について町長が説明。

報道機関の皆様へ

- ・現場見学会に参加を希望される場合は、9月9日(火)17時までに、問い合わせ先に登録願います。なお、行程等は参考資料をご覧ください。

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問い合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000 (代)
副 所 長 伏見 利行 (ふしみ としゆき) 内線：204
計画課長 中嶋 政幸 (なかじま まさゆき) 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課
住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111 (代)
課 長 上原 幸彦 (うえはら ゆきひこ) 内線：3590
次 長 林 賢司 (はやし けんじ) 内線：3592

平成26年11月6日(木)
群馬県メンテナンス協議会

記者発表資料

国土交通省 高崎河川国道事務所
群馬県
東日本高速道路株式会社5事務所
群馬県内35市町村
公益財団法人群馬県建設技術センター

道路メンテナンス総力戦【第6弾】 全国初、市町村管理の全道路橋で5カ年の法定点検計画を策定 ～第3回「群馬県メンテナンス協議会」開催結果～

本日開催した第3回「群馬県メンテナンス協議会」において、以下を確認しました。

- ①全ての市町村管理の道路橋(約1万1千橋)について、5カ年の点検計画を策定

<管理者別の内訳>

道路管理者		H26	H27	H28	H29	H30
市町村	11,399橋	883橋	3,163橋	2,088橋	2,070橋	3,195橋
合計	100%	8%	28%	18%	18%	28%

※市町村毎の内訳は別紙参照

※参考

国土交通省	282橋	49橋	37橋	49橋	73橋	74橋
-------	------	-----	-----	-----	-----	-----

- ②全ての市町村管理の鉄道を跨ぐ跨線橋について、全鉄道事業者との調整を完了

※引き続き、点検手法についても協議会が主体的に支援

- ③35市町村の内、17市町村が地域一括発注を活用する意向(5カ年)

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000 (代)

副 所 長 伏見 利行 (ふしみ としゆき) 内線：204

計画課長 中嶋 政幸 (なかじま まさゆき) 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課

住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111 (代)

課 長 上原 幸彦 (うえはら ゆきひこ) 内線：3590

次 長 林 賢司 (はやし けんじ) 内線：3592

市町村の道路橋点検計画数

道路管理者名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
前橋市	85	1,155	8	4	38	1,290
高崎市	337	335	301	258	280	1,511
桐生市	0	139	153	103	116	511
伊勢崎市	27	208	135	113	142	625
太田市	40	174	209	185	186	794
沼田市	1	83	72	76	78	310
館林市	10	90	90	89	90	369
渋川市	5	3	15	59	603	685
藤岡市	5	121	121	121	121	489
富岡市	42	93	98	50	196	479
安中市	64	134	220	118	103	639
みどり市	0	9	14	14	101	138
榛東村	0	50	13	50	38	151
吉岡町	0	0	0	0	138	138
上野村	0	30	17	79	32	158
神流町	0	0	0	124	0	124
下仁田町	0	76	0	0	143	219
南牧村	0	20	21	53	63	157
甘楽村	0	45	32	47	46	170
中之条町	100	34	21	0	110	265
長野原町	7	18	22	21	27	95
嬭恋村	0	23	26	29	28	106
草津町	0	9	5	0	0	14
高山村	20	22	19	19	18	98
東吾妻町	19	59	62	68	59	267
片品村	0	0	23	47	0	70
川場村	0	20	1	55	0	76
昭和村	0	0	97	37	30	164
みなかみ町	15	56	131	100	100	402
玉村町	0	47	22	20	20	109
板倉町	50	67	62	59	42	280
明和町	0	20	48	47	38	153
千代田町	21	23	30	25	25	124
大泉町	0	0	0	0	62	62
邑楽町	35	0	0	0	122	157
市町村合計	883	3,163	2,088	2,070	3,195	11,399

※数値は変動の可能性がります。

(H26.10.10現在)

記者発表資料

道路メンテナンス総力戦【第7弾】 法定点検の義務付けられた全道路施設で5カ年の点検計画を策定 ～「第4回群馬県メンテナンス協議会」の調整結果～

本日開催した第4回群馬県メンテナンス協議会において、以下を確認しました。

①全国に先がけ、群馬県内の全道路施設で5カ年の点検計画を策定

<道路管理者別内訳>

道路管理者	道路橋	道路トンネル	シェッド	大型カルバート	歩道橋	門型標識
東日本高速道路(株)	509橋	25箇所	0基	164基	0橋	63基
国土交通省	282橋	3箇所	14基	12基	64橋	33基
群馬県	3,218橋	65箇所	63基	6基	118橋	13基
市町村	11,399橋	44箇所	6基	10基	36橋	3基
計	15,408橋	137箇所	83基	192基	218橋	112基

※年度別の計画は別紙を参照

②緊急輸送道路の安全性をより高めるため、「跨道橋連絡部会」を新たに設置

- ・各管理者が道路を跨ぐ水路橋等の点検・補修状況を把握するなど、今後、緊急輸送道路のより高い安全性の確保策を協議会が主体的に調整

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ テレビ記者会
高崎記者クラブ

問合わせ先

群馬県メンテナンス協議会事務局

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000(代)

副所長 伏見 利行(ふしみ としゆき) 内線：204

計画課長 中嶋 政幸(なかじま まさゆき) 内線：261

群馬県 県土整備部 道路管理課

住所：群馬県前橋市大手町一丁目1-1 電話：027-223-1111(代)

課長 上原 幸彦(うえはら ゆきひこ) 内線：3590

次長 林 賢司(はやし けんじ) 内線：3592

群馬県 道路橋点検計画

平成26年11月28日現在

(単位:橋)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
東日本高速道路(株)	12	5	95	68	329	509
国土交通省	49	37	49	73	74	282
群馬県	1,000	900	211	540	567	3,218
前橋市	85	1,155	8	4	38	1,290
高崎市	337	335	301	258	280	1,511
桐生市	0	139	153	103	116	511
伊勢崎市	27	208	135	113	142	625
太田市	40	174	209	185	186	794
沼田市	1	83	72	76	78	310
館林市	10	90	90	89	90	369
渋川市	5	3	15	59	603	685
藤岡市	5	121	121	121	121	489
富岡市	42	93	98	50	196	479
安中市	64	134	220	118	103	639
みどり市	0	9	14	14	101	138
榛東村	0	50	13	50	38	151
吉岡町	0	0	0	0	138	138
上野村	0	30	17	79	32	158
神流町	0	0	0	124	0	124
下仁田町	0	76	0	0	143	219
南牧村	0	20	21	53	63	157
甘楽村	0	45	32	47	46	170
中之条町	100	34	21	0	110	265
長野原町	7	18	22	21	27	95
嬭恋村	0	23	26	29	28	106
草津町	0	9	5	0	0	14
高山村	20	22	19	19	18	98
東吾妻町	19	59	62	68	59	267
片品村	0	0	23	47	0	70
川場村	0	20	1	55	0	76
昭和村	0	0	97	37	30	164
みなかみ町	15	56	131	100	100	402
玉村町	0	47	22	20	20	109
板倉町	50	67	62	59	42	280
明和町	0	20	48	47	38	153
千代田町	21	23	30	25	25	124
大泉町	0	0	0	0	62	62
邑楽町	35	0	0	0	122	157
市町村計	883	3,163	2,088	2,070	3,195	11,399
合計	1,944	4,105	2,443	2,751	4,165	15,408

※数値は変動の可能性があります。

群馬県 道路トンネル点検計画

平成26年11月28日現在
(単位:箇所)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
東日本高速道路(株)	3	4	4	0	14	25
国土交通省	0	0	3	0	0	3
群馬県	2	36	14	7	6	65
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0	0
桐生市	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0
太田市	0	0	0	0	0	0
沼田市	0	1	2	0	0	3
館林市	0	0	0	0	0	0
渋川市	0	0	0	0	0	0
藤岡市	0	0	2	0	0	2
富岡市	0	0	0	0	0	0
安中市	0	0	0	0	10	10
みどり市	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	0	0	0
吉岡町	0	0	0	0	0	0
上野村	6	3	3	0	0	12
神流町	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	2	2
南牧村	2	2	0	0	0	4
甘楽村	0	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	2	0	0	2
長野原町	0	0	0	0	0	0
嬭恋村	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	1	0	1
高山村	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0
片品村	1	0	0	0	0	1
川場村	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	1	0	1
みなかみ町	2	0	0	0	4	6
玉村町	0	0	0	0	0	0
板倉町	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0
市町村計	11	6	9	2	16	44
合計	16	46	30	9	36	137

※数値は変動の可能性があります。

群馬県 シェッド点検計画

平成26年11月28日現在

(単位:基)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
東日本高速道路(株)	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	4	4	4	2	14
群馬県	0	63	0	0	0	63
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0	0
桐生市	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0
太田市	0	0	0	0	0	0
沼田市	0	0	0	1	0	1
館林市	0	0	0	0	0	0
渋川市	0	0	0	0	0	0
藤岡市	0	0	0	0	0	0
富岡市	0	0	0	0	0	0
安中市	0	0	0	0	0	0
みどり市	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	0	0	0
吉岡町	0	0	0	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0
甘楽村	0	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	0	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0
嬬恋村	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0
片品村	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	5	0	5
みなかみ町	0	0	0	0	0	0
玉村町	0	0	0	0	0	0
板倉町	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0
市町村計	0	0	0	6	0	6
合計	0	67	4	10	2	83

※数値は変動の可能性があります。

群馬県 大型カルバート点検計画

平成26年11月28日現在
(単位:基)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
東日本高速道路(株)	0	17	122	0	25	164
国土交通省	0	3	4	5	0	12
群馬県	2	0	0	0	4	6
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	1	1	1	1	4
桐生市	0	2	1	1	1	5
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0
太田市	0	0	0	0	0	0
沼田市	0	0	0	0	0	0
館林市	0	0	0	0	0	0
渋川市	0	0	0	0	0	0
藤岡市	0	0	0	0	0	0
富岡市	0	0	0	0	0	0
安中市	0	0	0	0	0	0
みどり市	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	0	0	0
吉岡町	0	0	0	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0
甘楽村	0	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	0	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0
嬭恋村	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	1	0	0	0	0	1
片品村	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	0	0	0
玉村町	0	0	0	0	0	0
板倉町	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0
市町村計	1	3	2	2	2	10
合計	3	23	128	7	31	192

※数値は変動の可能性があります。

群馬県 歩道橋点検計画

平成26年11月28日現在
(単位:橋)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
東日本高速道路(株)	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	1	24	39	64
群馬県	0	0	0	118	0	118
前橋市	11	0	0	0	0	11
高崎市	0	1	6	0	0	7
桐生市	0	7	0	0	0	7
伊勢崎市	0	0	0	2	0	2
太田市	0	0	0	0	0	0
沼田市	0	0	0	0	0	0
館林市	0	0	0	0	3	3
渋川市	0	0	0	0	2	2
藤岡市	0	0	1	0	0	1
富岡市	0	0	0	0	3	3
安中市	0	0	0	0	0	0
みどり市	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	0	0	0
吉岡町	0	0	0	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0
甘楽村	0	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	0	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0
嬭恋村	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0
片品村	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	0	0	0
玉村町	0	0	0	0	0	0
板倉町	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0
市町村計	11	8	7	2	8	36
合計	11	8	8	144	47	218

※数値は変動の可能性があります。

群馬県 門型標識点検計画

平成26年11月28日現在
(単位:基)

管理者名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
東日本高速道路(株)	7	7	0	0	49	63
国土交通省	0	6	8	8	11	33
群馬県	0	0	0	0	13	13
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0	0
桐生市	0	0	0	0	0	0
伊勢崎市	0	0	0	0	0	0
太田市	0	0	0	0	0	0
沼田市	0	0	0	0	0	0
館林市	2	0	0	0	0	2
渋川市	0	0	0	0	0	0
藤岡市	0	0	0	0	0	0
富岡市	0	0	0	0	0	0
安中市	0	0	0	0	0	0
みどり市	0	0	0	0	0	0
榛東村	0	0	0	0	0	0
吉岡町	0	0	0	0	0	0
上野村	0	0	0	0	0	0
神流町	0	0	0	0	0	0
下仁田町	0	0	0	0	0	0
南牧村	0	0	0	0	0	0
甘楽村	0	0	0	0	0	0
中之条町	0	0	0	0	0	0
長野原町	0	0	0	0	0	0
嬭恋村	0	0	0	0	0	0
草津町	0	0	0	0	0	0
高山村	0	0	0	0	0	0
東吾妻町	0	0	0	0	0	0
片品村	0	0	0	0	0	0
川場村	0	0	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0	0	0
みなかみ町	0	0	0	1	0	1
玉村町	0	0	0	0	0	0
板倉町	0	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0
千代田町	0	0	0	0	0	0
大泉町	0	0	0	0	0	0
邑楽町	0	0	0	0	0	0
市町村計	2	0	0	1	0	3
合計	9	13	8	9	73	112

※数値は変動の可能性があります。

占有物件の安全確認の依頼

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長あて
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} あて

国土交通省道路局
路 政 課 長

道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について

標記については、「道路メンテナンス技術小委員会」における中間とりまとめ「道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて」において、「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある占用物件については、道路構造物と同様に道路管理者においても、占用事業者とともにその安全性の確認が徹底されるような仕組みの構築に取り組むべきである。」とされ、また、衆議院国土交通委員会（第183回国会における道路法の一部改正に係る審議）においても同様の附帯決議がなされたところである。

これらを踏まえ、道路占用許可に当たっては、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、下記により、道路管理者による占用物件の安全確認を徹底することとしたので、その取扱に遺憾のないようにされたい。

記

1 占用物件の安全性の確認について

道路管理者は、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、占用物件の安全性の確認をこれまで以上に徹底する必要がある。

このため、道路占用許可に当たり、道路法令における占用物件の構造に関する基準への適合を確認する場合においては、以下のとおり確認の徹底を行うこととする。

(1) 新たに占用することとなる物件及び占用期間満了による更新物件の安全確認

申請者に対し、占用物件の構造が、道路法以外の法令に基づく技術基準等のうち、道路法に基づく占用物件の構造に関する基準に関連する部分について適合していることについて、別添を参考に占用主体による直近の点検結果等の確認を行うこととする。なお、新たに占用することとなる物件は、直近の点検結果等は存在しないため、申請書類の審査とともに、道路占用許可に当たっては、2に掲げる条件を附すこととする。

(2) 占用期間満了までの間の安全確認

① 対象

道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件を基本とする。

② 安全確認の時期

道路占用許可後、5年が経過する時期を基本とする。

③ 安全確認の方法

別添を参考に占用主体による直近の点検結果等を確認する等。

2 占用許可の条件

今後、道路占用許可（変更許可及び占用期間満了による更新許可を含む）に当たっては、既存の一般的条件に加え、次に掲げる条件を附すことを徹底することとする。

(1) 「道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと」

(2) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」

(3) 「占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと」

3 その他

(1) 占用物件の安全確認に当たっては、申請者又は占用主体に必要以上の書類の提出を要求するなど、申請者又は占用主体に過度な負担をかけることのないよう、厳に留意するものとする。

(2) 本通知は、平成26年4月1日から施行する。

(3) 「道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について」（平成25年12月16日国道利第19号）は廃止する。

【様式例】

宛名（道路管理者）

氏名（占用主体）

占用許可物件の安全性について

占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

占用物件の名称	占用物件の安全性	備考
〇〇〇	〔記載例〕 〇年～〇年に実施した〇〇に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

その他

平成27年2月10日
道 路 局

高速道路跨道橋の点検状況について

高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関しては、平成25年10月に会計検査院が高速道路6会社^{*}に処置要求、平成26年6月には参議院警告決議がなされ、点検の実施や必要な補修を行うことが求められています。

これを受けて、国土交通省では、道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関して、平成26年度内にすべて点検を完了する予定であり、引き続き省令に基づく5年に一度の近接目視点検を行いながら、必要な補修を実施することとしています。

また、高速道路6会社に、高速道路跨道橋の管理者との情報共有体制の構築や、管理者に対して点検や補修の実施を要請するよう指示し、自らも高速道路跨道橋の所管省庁に、同様の要請を行ってきました。

さらに、管理者が老朽化した高速道路跨道橋を撤去する取り組みもはじまっています。このたび、これらの取り組みの一環として、平成27年1月1日時点の高速道路跨道橋の点検状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5, 798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5, 415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月末までに点検済みとなる跨道橋数(③)	5, 469橋
点検実施率 (③/①)	94%

今後も引き続き、高速道路のすべての跨道橋が速やかに点検されるよう取り組むとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保してまいります。

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸
03-5253-8111(内線 38382) 03-5253-1619(FAX)

【道路の老朽化対策について】

国道・防災課 道路保全企画室 課長補佐 嶋田 博文
03-5253-8111(内線 37852) 03-5253-1620(FAX)

〈参考〉 高速道路跨道橋の点検状況(所在する都道府県別)

所在する 都道府県	跨道橋数 ①	平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み	
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①
北海道	327	304	93.0%	304	93.0%
青森県	72	67	93.1%	69	95.8%
岩手県	109	106	97.2%	106	97.2%
宮城県	111	109	98.2%	110	99.1%
秋田県	79	65	82.3%	67	84.8%
山形県	27	27	100.0%	27	100.0%
福島県	194	164	84.5%	165	85.1%
茨城県	268	266	99.3%	266	99.3%
栃木県	61	56	91.8%	58	95.1%
群馬県	145	145	100.0%	145	100.0%
埼玉県	238	238	100.0%	238	100.0%
千葉県	353	347	98.3%	350	99.2%
東京都	204	204	100.0%	204	100.0%
神奈川県	331	320	96.7%	325	98.2%
新潟県	119	114	95.8%	114	95.8%
富山県	47	43	91.5%	44	93.6%
石川県	29	29	100.0%	29	100.0%
福井県	15	15	100.0%	15	100.0%
山梨県	122	117	95.9%	121	99.2%
長野県	248	236	95.2%	236	95.2%
岐阜県	108	104	96.3%	104	96.3%
静岡県	262	255	97.3%	261	99.6%
愛知県	104	104	100.0%	104	100.0%
三重県	82	70	85.4%	70	85.4%
滋賀県	70	67	95.7%	67	95.7%
京都府	65	60	92.3%	60	92.3%
大阪府	209	199	95.2%	203	97.1%
兵庫県	291	279	95.9%	281	96.6%
奈良県	12	12	100.0%	12	100.0%
和歌山県	24	18	75.0%	19	79.2%
鳥取県	9	7	77.8%	7	77.8%
島根県	44	35	79.5%	36	81.8%
岡山県	140	132	94.3%	138	98.6%
広島県	231	194	84.0%	196	84.8%
山口県	62	53	85.5%	53	85.5%
徳島県	90	87	96.7%	87	96.7%
香川県	47	45	95.7%	45	95.7%
愛媛県	85	80	94.1%	80	94.1%
高知県	23	22	95.7%	23	100.0%
福岡県	83	78	94.0%	78	94.0%
佐賀県	41	32	78.0%	32	78.0%
長崎県	71	57	80.3%	61	85.9%
熊本県	94	94	100.0%	94	100.0%
大分県	108	69	63.9%	73	67.6%
宮崎県	156	135	86.5%	135	86.5%
鹿児島県	105	81	77.1%	81	77.1%
沖縄県	83	74	89.2%	76	91.6%
合計	5,798	5,415	93.4%	5,469	94.3%

※ 跨道橋数は、平成26年10月1日時点

※ 建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上

〈参考〉 高速道路跨道橋の点検状況(用途種別)

用途種別	跨道橋数 ①	平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み	
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①
道路法	4,518	4,496	99.5%	4,518	100.0%
高速道路会社管理	928	928	100.0%	928	100.0%
国土交通省管理	169	169	100.0%	169	100.0%
地方公共団体管理	3,421	3,399	99.4%	3,421	100.0%
都道府県・政令市	872	865	99.2%	872	100.0%
市区町村	2,549	2,534	99.4%	2,549	100.0%
道路法以外	1,280	919	71.8%	951	74.3%
公園	21	21	100.0%	21	100.0%
鉄道	81	81	100.0%	81	100.0%
港湾	3	3	100.0%	3	100.0%
空港	7	7	100.0%	7	100.0%
農道	129	93	72.1%	101	78.3%
林道	34	22	64.7%	22	64.7%
法定外公共物(認定外道路)	608	340	55.9%	357	58.7%
その他	36	32	88.9%	36	100.0%
国管理	17	13	76.5%	17	100.0%
地方公共団体管理	10	10	100.0%	10	100.0%
民間企業管理	9	9	100.0%	9	100.0%
水路・水管	208	167	80.3%	170	81.7%
農業用水	126	104	82.5%	104	82.5%
上水道	16	15	93.8%	15	93.8%
下水道	3	2	66.7%	3	100.0%
工業用水・発電用水	5	5	100.0%	5	100.0%
法定外公共物(水路)	58	41	70.7%	43	74.1%
ガス管	3	3	100.0%	3	100.0%
移管協議中	150	150	100.0%	150	100.0%
合 計	5,798	5,415	93.4%	5,469	94.3%

※ 跨道橋数は、平成26年10月1日時点

※ 建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上

(参考) 高速道路跨道橋の概要

○ 高速道路の跨道橋は、高速道路の建設により分断された既存の道路等施設の機能補償のために高速道路管理者が設置し、施設の管理者へ移管した橋梁



(参考) 高速道路跨道橋の点検状況

	跨道橋数 ①	平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み	
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①
道路法の跨道橋	4,518橋	4,496橋	99.5%	4,518橋	100.0%
道路法以外の跨道橋	1,280橋	919橋	71.8%	951橋	74.3%
合計	5,798橋	5,415橋	93.4%	5,469橋	94.3%

※跨道橋数は、平成26年10月1日時点

※建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上

※道路法以外の跨道橋とは、法定外公共物(法の適用または準用を受けない里道や水路等の公共物)、農道、農業用水などの跨道橋

(参考) 高速道路跨道橋に関するこれまでの経緯

平成25年10月1日	国交省から高速道路6会社に対し跨道橋の点検等の対応について要請
平成25年10月31日	会計検査院が高速道路6会社に対して処置要求 (主な内容) <ul style="list-style-type: none">・ 跨道橋管理者と連絡体制の構築に向けた取組みを早急に講じること・ 使用される見込みがなく不要な跨道橋はできるだけ早期に撤去するよう跨道橋管理者に対し求めること
平成25年10月～	跨道橋連絡協議会 (平成25年12月までに全ての都道府県毎に設置)
平成26年3月～	道路メンテナンス会議 (平成26年7月までに全ての都道府県毎に設置)
平成26年6月11日	参議院警告決議 (主な内容) <ul style="list-style-type: none">・ 緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うこと・ 点検体制の抜本的な見直しを行うこと・ 跨道橋管理者に対する技術支援及び情報提供を行うこと
平成26年6月25日	道路橋定期点検要領の策定
平成26年7月1日	改正道路法施行規則の施行 (5年に1度の近接目視による全数監視を義務化)
平成27年1月30日	点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に対し、所管の管理者に点検促進等を周知するよう要請

(参考) 跨道橋を含む橋梁の老朽化対策の取り組み

高速道路跨道橋の取り組み

■ 情報共有体制の構築

- 国交省の「道路メンテナンス会議」、高速道路会社の「跨道橋連絡協議会」を通じて情報共有を図るとともに、点検推進を支援

跨道橋連絡協議会での取り組み

- 跨道橋連絡協議会の概要
(平成25年12月までに全都道府県毎に設置)

【対象】
高速道路を跨ぐ跨道橋(道路法外の跨道橋も含む)

【体制】
・ 高速道路会社
・ 地方整備局
・ 地方公共団体
・ 道路公社
・ 民間会社 等



協議会開催状況

- 取り組み状況等

- 情報共有
- 点検実施の要請
- 新たに道路メンテナンス会議の下部組織として設置される「跨道橋連絡会議(仮称)」へと発展的に改組(平成26年度内)

■ 技術協力、点検・補修の促進

- 高速道路会社が市町村等の跨道橋管理者から受託し、点検、補修を実施



点検実施状況



補修実施状況

平成26年度の受託・請負状況(平成27年1月1日時点)

- ・ 点検：108自治体、432橋
- ・ 補修：45自治体、103橋

■ 所管省庁への要請

- 点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に、点検促進を要請する文書を発出

道路法以外の施設で、点検未実施の跨道橋に関しては、管理者及び所管省庁に、速やかな点検や必要な補修の実施を要請

道路橋全体での取り組み

■ 点検義務の明確化

- 道路法施行規則を改正し、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 円滑な点検実施のため、変状の着目箇所等を記載した定期点検要領を策定

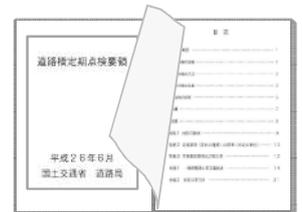
- 道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)(抄)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)
点検は、近接目視により、5年に1回の頻度で行うことを基本とすること。

- 定期点検要領(平成26年6月)

【対象となる道路構造物】

- ・ 道路橋
- ・ 道路トンネル
- ・ シェッド、大型カルバート等
- ・ 横断歩道橋
- ・ 門型標識等



■ 体制の構築

- 平成26年7月までに全都道府県毎に「道路メンテナンス会議」を設置し、情報共有を図るとともに効果的な点検実施推進を支援

- 道路メンテナンス会議

【体制】

- ・ 地方整備局(国道事務所)
- ・ 地方公共団体
- ・ 高速道路会社
- ・ 道路公社



会議開催状況

跨道橋の点検推進に向けた取り組み

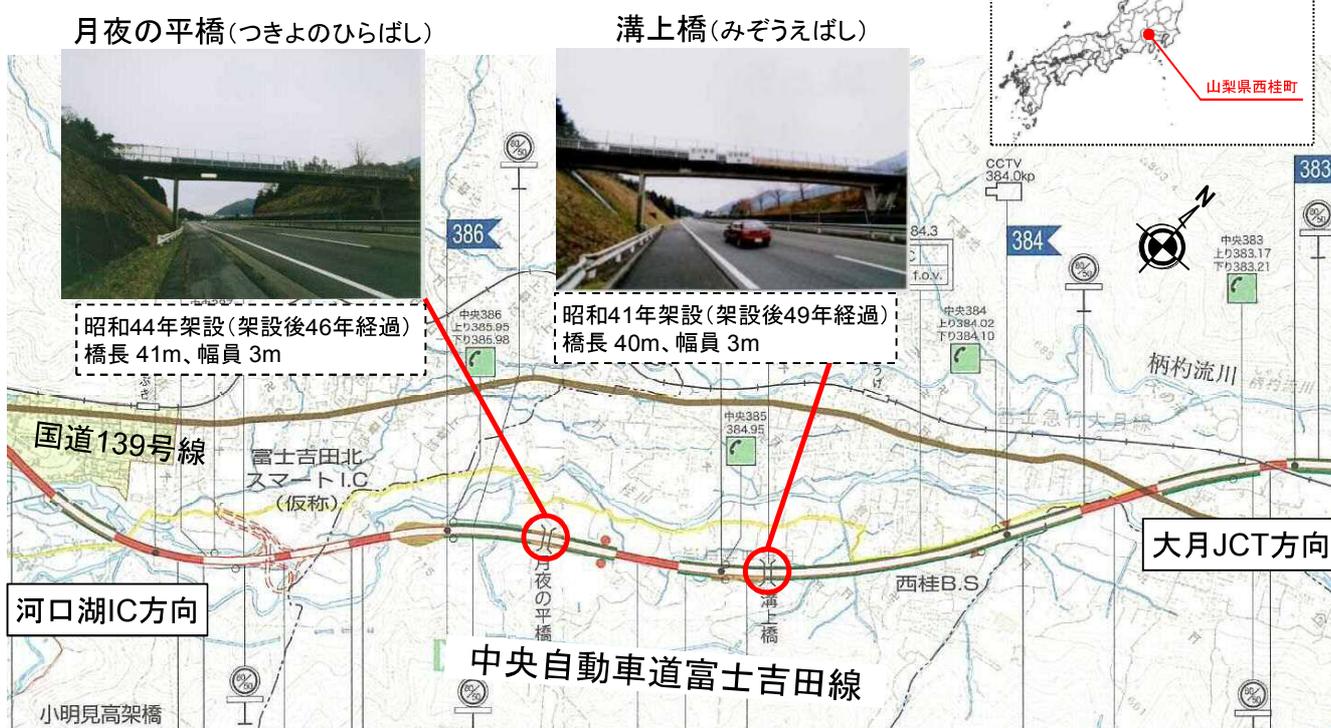
- 高速道路上の跨道橋のうち、道路法上の橋梁は平成26年度内に全て点検完了予定
- 道路法以外の跨道橋の点検推進のため「跨道橋連絡会議」を平成26年度内に設置し、引き続き管理者及び所管省庁に点検実施を要請

(参考) 跨道橋の撤去に関する取り組み事例

○ 山梨県西桂町では、自らが管理する跨道橋の撤去に向け、手続きを進めているところ

【山梨県西桂町の跨道橋撤去】

〈跨道橋の概要〉



〈撤去に関する主な経緯と今後の予定〉

昭和44年	中央道富士吉田線開通 …日本道路公団(当時)が既存の道路の機能補償として付替整備し、西桂町へ移管
平成26年11月	西桂町が「跨道橋撤去に係る基本方針(案)」を策定
平成26年11月 ～平成27年1月	西桂町が跨道橋2橋の撤去に関する意見募集実施
平成28年度	撤去予定